

特定非営利活動法人 環境カウンセラー千葉県協議会 運営細則

1. 目的

この特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会運営細則（以下、運営細則という）は、特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会（以下、当協議会という）の定款に定める目的を達成するために、定款の施行を円滑かつ効果的に行うべく当協議会の運営事項を定める。

2. 会員

正会員は、いずれかの部またはプロジェクトセンターに属し、会務の遂行にあたるものとする。

会務の遂行にあたっては法的責任が伴うが、正会員および賛助会員は法的な責任問題を引き起こさないように努め、当協議会に累を及ぼさないようにする。

当協議会の活動で知り得た個人情報については、別途定めた「個人情報管理規則」に基づき、個人情報保護法を遵守する。

3. 組織

当協議会は、会の円滑な運営を図るため、次の組織をおく。

事務局 当協議会の事務連絡・調整を行う。

部 当協議会活動の運営部門を担当する。

総務部 当協議会活動の総務および会計を行う。

事業部 当協議会活動の企画、会員相互研鑽のための研修、環境にかかる各種調査研究

および事業の実施を行う。

広報部 当協議会活動の広報を行う。

情報部 当協議会活動に係る情報の収集および発信を行う。

プロジェクトセンター

環境マネジメントシステム支援センター

ISO 14001およびEA21の認証取得支援などを行う。

地球温暖化対策センター 省エネルギーなどの地球温暖化対策に関する活動を行う。

廃棄物対策センター 循環型社会形成のための諸活動を行う。

環境学習センター 環境教育、環境学習を推進するための活動を行う。

水環境対策センター 水環境対策に関する諸活動を行う。

グループ

生活環境グループ 生活環境対策に関する諸活動を行う。

研究会

生物多様性研究会 生物多様性の保全に関する研究活動を行う。

特別プロジェクト

うちエコ診断実施機関 「うちエコ診断実施機関EC千葉ネット」として
家庭エコ診断事業を行う。

省エネ診断チーム 省エネルギー診断事業を行う。

これらの組織の改廃は、理事会の決議による。

4. 役職

(1) 次の役職を理事の互選により選出し、理事長が任免する。

事務局長
総務部長
事業部長
広報部長
情報部長
環境マネジメントシステム支援センター長
地球温暖化対策センター長
廃棄物対策センター長
環境学習センター長
水環境対策センター長
生活環境グループリーダー¹
生物多様性研究会長
うちエコ診断実施機関責任者
省エネ診断チーム代表

これらの役職の任期は、役員任期に合わせて2年とする。ただし、期の途中で役職に欠員が発生したときには理事の中から臨時に互選し、理事長が任命することができる。

- (2) 事務局、各部、各プロジェクトセンター、生活環境グループ、生物多様性研究会、うちエコ診断実施機関、省エネ診断チームには、事務局長、各部長、各センター長、グループリーダー、研究会長、うちエコ診断実施機関責任者、省エネ診断チーム代表を補佐するために、それぞれ次の役職を置くことができる。

事務局：事務局次長 若干名
部：副部長 若干名
プロジェクトセンター：副センター長 若干名
グループ：副リーダー 若干名
研究会：副会長 若干名
うちエコ診断実施機関責任者：副責任者 若干名
省エネ診断チーム：副代表

これらの役職は、事務局長、当該部長、当該プロジェクトセンター長、グループリーダー、研究会長、うちエコ診断実施機関責任者、省エネ診断チーム代表がそれぞれ推薦し、理事会の承認を受けたものを理事長が任免する。理事以外の会員からの登用を妨げない。

- (3) 当協議会には若干名のアドバイザーをおき、協議会活動に対する助言と協力を受けることができる。

アドバイザーは、2名以上の理事の推薦にもとづき、理事会の承認を受けて理事長が委嘱する。

5. 会議

理事会は、当協議会の円滑な運営を図るため年6回以上開催する。

この理事会への正会員および賛助会員の出席は妨げない。

部およびプロジェクトセンター、グループ、研究会、特別プロジェクトの会議は、必要に応じて当該の部長あるいはセンター長、グループリーダー、研究会長、特別プロジェクト責任者(代表)が開催する。

この会議への正会員および賛助会員の出席は妨げない。

6. 入会金および会費

定款第8条および附則第6項にもとづき、入会金および会費をつぎのように定める。

- 1) 正会員 入会金 2,000円、会費 年額 3,000円
 - 2) 賛助会員 入会金 2,000円、団体会費 年額 10,000円、個人会費 年額 3,000円
- なお、一度退会した者が再入会する場合には入会金を免除する。

7. その他

この運営細則は、理事会の承認を得て、理事長が定める。

- 附則 本細則は、平成15年4月1日から運用する。
- 附則 本細則は、平成18年5月1日から運用する。
- 附則 本細則は、平成19年5月6日から運用する。
- 附則 本細則は、平成20年5月1日から運用する。
- 附則 本細則は、平成23年5月1日から運用する。
- 附則 本細則は、平成25年5月1日から運用する。 (浄化槽啓発特別プロジェクトの廃止)
- 附則 本細則は、平成27年5月1日から運用する。 (アドバイザーは理事長が委嘱する。)
- 附則 本細則は、令和4年4月1日から運用する。 (個人情報保護法の遵守および「うちエコ診断実施機関」を追加)
- 附則 本細則は、令和7年12月7日から運用する。 (生活環境グループおよび省エネ診断チームを追加)